

筆者は現在、ワシントンDCに短期滞在している。自由と民主主義の理念が完全に崩壊し分断社会と化したアメリカで、筆者は強い衝撃を受けた。アメリカに対してもではない。8月23日付のヤフージャパンのトップニュースが、わが日本が抱える病理を、鮮やかにえぐっていたからである。

タイトルは「妻に子を連れ去られた」事件。された夫の叫び」。夫を残して2人の子供を連れ出し、別居状態にある妻との確執を取り材した記事である。筆者を刺激したのは、このインタビューが私たちにとって「家族とは何か」「男女平等とは何なのか」を深く考える格好の事例だったからだ。眞実は細部に宿る。市井の事件を洞察すれば、わが国を脅かす生活文化の崩壊を指摘できる、そつ直感だったのである。

まずは事件の概要をみてみよう。パイロットを職業とする夫は、妻との間に2人の子供をもうけた。家庭生活において夫は特段の問題行動を起こしたことはない。むしろ子育てに積極的な今どき

の「イクメン」であったという。ところが、些細な口論から夫婦間に軋轢(あつれき)が生まれ、ある日突然、妻は子供とともに別居した。それ以後、夫側の度重なる訴えもむなしく、子供との面会はかなわず、困

おそらく、この記事を読んだことは、特段興味ある事件とは思わないだろう。夫婦の問題で司法や政治家など何を大袈裟な、と思われる人が大半のはずである。だがその瞬間、われわれは無意識のうちに、次のような夫婦觀と男女觀の前提としていることになるのだ。たとえば、家族問題で圧倒的にマスコミをぎわすのは、子供の虐待問題である。多くのケースが夫側主導で虐待が行われ、暴力を受けた妻が手を出せなかつたといふ構図で描かれる。つまり暴君の



日本大学教授

先崎 彰容

鬱が問題であり、子供への暴力は皆無である。だとすれば、子供たちは母親を愛するのと同様に父親を愛する権利をもっている。子供からすれば、父母は全くの平等、同じ分量で愛情を求めるべきではないか。

ところが私たちは母親が女性というだけの理由で、「養育するのよ」「常識」にしている。だがこれ究極の男女不平等ではないか。女の機会均等や不平等をめぐる議論は、圧倒的に「女性の権利がなされている」という公式でなされる。それが逆転した男性差別がこの「単独親権」なのである。

「子供の利益」（改正民法7条1）とは父=暴力から守ることだけを意味しない。悲惨な子供の事件は人々の関心を引きやすい。ニュースになりやすい。だらだらした現代の社会は多様化している。『男性=暴力の主人公』親権不格者という「図式」だけでは解説が不可能になったのだ。

性的平等。供養の権利をうつはれ、「家族」が解体してしまうことが問題である。にもかかわらず信頼できる弁護士の友人によれば家庭裁判所の現場でも、いまだに「単独親権」つまり母親の権利だけが重視されているという。裁判官までもが女性の親権をもつべきという男女観、無意識の「常識」に取り込まれている。この点アメリカは「共同親権」が進んでいるという。一方で日本の「家族」は分断し、解体してしまう。保守派にとってもゆゆしき事態だといわねばならない。つまり表面的なベラル保養の立場を超えて、あまりにも單純な男女観、父母觀から抜け出さねばならない。「共同親権」という聞きなれない言葉の背後には、わが国の生活文化と価値觀の問題が、潜んでいたのである。